

# 明治学院大学機関リポジトリ http://repository.meijigakuin.ac.jp/

Title	歴史的文脈の再導入によって見えてくる戦後中国の対 日友好外交 商船三井の船舶差し押さえ騒動を事例 に
Author(s)	張,宏波
Citation	PRIME, 38: 63-78
Issue Date	2015-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10723/2488
Rights	

### 論 文

特集2:東アジアの緊張の原因を考える

# 歴史的文脈の再導入によって見えてくる戦後中国の対日友好外交 ——商船三井の船舶差し押さえ騒動を事例に——

張 宏波 (PRIME 所員)

#### はじめに

近年の東アジア国際関係の悪化について語ると き、日本にも問題があるが、中国や韓国・北朝鮮 にも問題があり、"お互い様だ"という捉え方が 日本社会では広く見られる。例えば、「良い韓国 人も悪い韓国人もどちらも殺せ」といった「民族 浄化 | プラカードを掲げたヘイトデモ (差別扇動 デモ)が繰り返されていることが報道されても、 一部の特殊で過激な人たちの問題とみなされ、さ らに中国や韓国でも「反日デモ」が行われている ことが引き合いに出されて「中和」されてしまう。 いや、むしろ「大国化し軍事的膨張を進める中国」 「" 慰安婦"問題や竹島/独島問題で感情的に攻撃 する韓国 | などと相手国の<非>をクローズアッ プし、日本は「安全」や「誇り」を守れる強い国 でなくてはいけないという世論が、静かだが確固 たる支持を拡げている現状がある。

日本社会で支配的になりつつあるこうした<まなざし>は、国際的な文脈ではどう映っているだろうか。2014年7月にジュネーブの国連欧州本部で開かれた人権規約委員会は、日本の人権状況に関する審査を行い、複数の勧告を日本政府に発している。ヘイトスピーチについては、「人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁じ、犯罪者を処罰するよう勧告し」、「差別や暴力を誘う人種的優位

や憎悪を助長するプロパガンダをすべて禁止すべ きだ | と提言したうえ<sup>(1)</sup>、「現行の民法、刑法で は十分に対処できていないと指摘し、加害者を処 罰するよう法整備を求めた」<sup>(2)</sup>。また、日本軍従 軍「慰安婦」問題についても、「『本人の意思に反 する行為は人権侵害とみなされる』と断じ、人権 侵害を調査して責任者を訴追・処罰し、本人と家 族が裁判と完全な賠償を受けられるよう求めし、 「日本政府が『公的に謝罪を表明し、国家責任を 正式に認める』よう促した |(3)。こうした相次ぐ 勧告に対して、日本政府は「わが国の基本的立場 や取り組みが十分に理解されなかったことは非常 に残念だ | (4)( 菅義偉官房長官) ときわめて消極 的な反応を示した。差別的風潮が根強い社会に あっては法的措置を含めた断固とした姿勢を取ら ない限り、差別扇動や戦争被害に苦しむ人々の人 権は回復できないと考える国際世論の潮流の中 で、日本社会は"ガラパゴス化"しつつあるとい える。

問題は政府の態度だけではない。政治的な主張をする場ではないサッカースタジアムで「Japanese Only」という排外主義的な横断幕を掲げたサポーターがいたことにも、同国連委員会は「懸念」を表明している<sup>(5)</sup>。 J リーグ裁定委員会は処罰として無観客試合を命じ、村井満チェアマンは「受け手がどのように感じたかということに目を向けるべきで」あり、「今回の行為は差別的

な行為であったと考えざるを得ません | (6) とのコ メントを発表しているが、加害者も被害者も曖昧 にしたままの解決となっている。それに比べれ ば、「「リーグおよび日本サッカー界全体のブラ ンドイメージを大きく毀損」し、「フェアプレー の精神に逆行した事象」であり、「安心・安全で 快適なスタジアム運営を目標に掲げる「リーグの スタジアムが危険で怖い場所というイメージに なってしまうことは、絶対に避けなければならな い」(7)がゆえに制裁を科したという説明は、具体 性が高い。この問題を論評した毎日新聞も同様 に、近年のヘイトスピーチとの関連に触れながら も、「スタジアムの秩序」や「ルール」に反する から厳しく対処すべきという主張に流れ、「細か な規制や厳重な警備、厳しい罰則で応援の自由を 縛るようなことは避けたい」と、観客の「自制と 節度 | に期待して締めくくっている(8)。

ここには、公正でルールを守り、「言論の自由」に基づいた民主主義社会が日本の「本来の姿」であり、「人種差別」といった人権問題は例外的なもので、"適切"な努力で乗り越えていけるという自己像が垣間見える。国連勧告が示したような深刻な危機感を共有する人々からすれば、こうした現状認識が驚くほど楽観的なものに見えていることは自覚されていないだろう。

こうした日本と国際社会(特に、中国や朝鮮半島)との間にある<まなざしの落差>に日本社会が鈍感であり続ける限り、東アジアにみられる「すれ違い」は解消しないのではないかというのが本稿の問題意識である。

事実、この<落差>が大きくなり続けている近年の現状は、新しい変化を生み出しつつある。日中関係に関して言えば、「中国の軍事的脅威」「力による現状変更」「"反日"感情の高まり」が日本の<戦争準備>を正当化し、国際的緊張をいっそう高めてしまっている。尖閣諸島/釣魚島をめぐる対立では、中国はこれまでにない断固とした姿

勢を取るようになった。防空識別圏の設定でも譲 歩する様子は見られない。日中関係においてこれ まで見られなかった変化の「潮目」が生じつつあ るといえる。

この「潮目」について考えるとき、日本社会では、"攻撃的姿勢を強める"中国の「変化」にもっぱら注目し、それを疑う気運はきわめて小さい。本稿はそれがいかに歴史的文脈を踏まえない、近視眼的な捉え方であるのかを明らかにすることで、日中関係の現状を捉える代替的な視点を提示してみたい。歴史的文脈を導入すると、中国は戦後一貫して対日友好路線を堅持しており、その前提を日本政府や社会が次々に掘り崩すことで、近年の「変化」が生じていることを示す。具体的な事例として、2014年4月に起きた商船三井の船舶差し押さえ騒動を中心にして検討していく(9)。

### 1. 商船三井の船舶差し押さえ

2014年4月、上海の裁判所(上海海事法院)が 浙江省の港に停泊中の商船三井の船舶を差し押さ えたことが大きなニュースとなった。この出来事 もまた、日本社会にあっては、近年の「中国当局 による対日強硬姿勢の表れ」として報じられ、日 本政府も同様の見解を示し、「中国側に遺憾の意 を伝えた」<sup>(10)</sup>。

まず、この差し押さえの経緯を確認しておこう。

問題は戦時中の1936年にまで遡る。この年、日本の船舶会社(大同海運、後にナビックスラインを経て、商船三井に吸収合併)が中国の船会社(中威輪船公司)から2隻の船(順豊号、新太平号)をリース契約したが、翌年から日中戦争/侵華戦争が全面化したことで日本政府がそのまま徴用した。事実上の「略奪」状態である。後に2隻とも沈没・行方不明となり、返却もせず使用料も支払われないままになった。中国の船会社は1960

年代以降に日本の裁判所で日本政府を相手にした調停や裁判に臨んだが、時効を理由に斥けられた<sup>(11)</sup>。90年代以降の戦時賠償訴訟において広く見られる一方的な「解決策」が早くも展開されていたといえる。戦争犯罪については時効を停止して自らの手で裁くといったドイツに見られた姿勢は、日本においては見られない<sup>(12)</sup>。

そこで、中国の船会社は1988年末に上海海事法院に大同海運の後継会社を訴えた。長らく審理が行われなかったが、2007年12月に29億円あまりの賠償を認めて一審原告勝訴、2010年8月には二審でも勝訴し、2011年1月に最高裁で商船三井の敗訴が確定した。この結果を受け、商船三井は賠償金の減額を求めて和解交渉を続けるものの不調に終わり、今回の差し押さえに至った。同社は、「突然差し押さえの執行を受けた」と表明している(13)。

差し押さえをめぐって日本政府は、「日中共同声明に示された国交正常化の精神を根底から揺るがしかねず、日本企業に萎縮効果を生むことに繋がりかねない」(14)と不快感を示した。一方、中国政府は「商業契約をめぐる通常のもめ事」「戦争賠償の問題とは関係ない」「[日中共同] 声明の原則を守るという中国の立場に変化はない」と応じた(15)。まったくのすれ違いである。ここには現在の日中関係における<まなざしの落差>が端的に示されていると考えられる。以下では、双方の立場について検討していく。

# 2. 「中日友好」を最優先する対日友好外交とい う歴史的文脈

船舶差し押さえに対する日本の反応についてもう少し細分化して表現すると、「いきなり差し押さえ?」「どうして今になって?」「戦争賠償問題は解決済みでは?」という3つの論点が確認できる。これらの当否について確認してみよう。

### 2-1 戦後中国の対日友好外交

既に述べたように、中国の船会社による賠償請求活動は1960年代から始まっており、舞台を日本から中国に移してようやく結審されたのはわずか数年前のことだった。近年の日中関係の悪化といった文脈とはまったく無関係に、企業の損害を回復しようとする民事訴訟が50年近くかけて続けられていた。中国の裁判所に提訴したのは80年代後半のことだが、これほど長い時間をかけて審理を行うことは中国では珍しい。このことの意味は後に明らかにしたい。

逆にいえば、なぜ80年代にすぐに審理が進められ、結審されることなく20年近くも放置されていたのかが問題となる。この点を明らかにするためには、戦後中国の対日政策の文脈について検討しておく必要がある。

新中国の対日基本政策は、戦後一貫して「中日友好」を最重要視していた。これはむろん、甚大な被害を被った日本との戦争を二度と繰り返さないことが、戦後中国の復興、再建のためには何より重要だったからである。しかし、当時の国際情勢は、その達成を難しくする要因に満ちていた。

国共内戦を経て1949年10月に中国共産党が建国を宣言すると、アメリカは対共産圏封じ込め政策をさらに強化し、日本を「防共の砦」と再定義した。民主化・非軍事化路線が覆される「逆コース」化が始まり、反共と再軍備という戦前体制への回帰が進められた。事実、吉田茂首相はサンフランシスコ講和条約の締結交渉過程において、アメリカの反共政策を逆に利用する形で、大陸敵視・台湾確保という独立後の「2つの中国」外交を基礎付け、日米安全保障条約の下でアメリカと共に新中国の封じ込めに奔走した(16)。

こうした逆境下の国際情勢のなかで米軍を主力 とする朝鮮戦争を経験した中国としては、日米に よる大陸侵略の危機は常に「現実」的なものと 映っていた。その可能性を回避するためにも、「中 日友好」は国家の存亡をかけた大命題であった。 日本と早い段階で講和を結んで戦争状態を終結 し、両国関係の再出発を望んでいた中国は、冷戦 体制下でそれを阻まれ、サンフランシスコ講和会 議に招請されることもなかった。それでも、戦後 中国の対日外交は一貫して「友好路線」を採用し ていたのである。これは、アヘン戦争以降、100 年にわたって欧米列強や日本に半植民地化された 悲惨な経験を踏まえ、自他共に二度と同様の苦難 を味わわせたくないという新中国の平和理念に基 づく平和外交の一環に位置付けられる。

近年の対立関係だけを見ていると、中国が日本に友好的であった歴史など信じ難いとする向きもあるかもしれない。確かに、2000年代後半に入って中国の対応に「変化」の兆しが見え始めている。それがどのようなものかを確認するために、戦後中国の対日友好路線の具体例について、以下検討していく。字数の制約があるため、その一貫性を示す代表的なトピックをあげるにとどめたい。

# 2-2 1950年代の日本人戦犯への人道的処遇 および寛大な量刑

1949年10月に建国した新中国は、翌年7月末にソ連から日本人戦犯969名を引き渡され、遼寧省の撫順戦犯管理所に収容した。これとは別に、戦後も山西省に組織的に残留し、国共内戦に加担した500名以上の日本人戦犯を河北省永年県の軍事訓練団に収容した<sup>(17)</sup>。敗戦後に連合国各国で行われた戦犯裁判や極東軍事裁判では、その罪状に応じて死刑を含む極刑が言い渡され、執行されている。BC級戦犯に問われた者は計7カ国で5700人におよび、934人に死刑が執行された<sup>(18)</sup>。約16%に極刑が下ったことになる。ここには新中国で戦犯になった1109名は含まれていないが、新中国の戦犯裁判では一人の死刑も終身刑も言い渡されていない(有期刑が45名、残りは起訴免除で釈放)<sup>(19)</sup>。先の15年に及ぶ侵略戦争の主戦場が中国

であり、2000万人とも3500万人ともいわれる死傷者数を考えると、量刑面での寛大さは際立っている。また、戦犯管理所収容時の待遇についても、国際基準を厳格に適用したきわめて人道的なものだった。この点に何より驚いたのは収容された戦犯自身であった。日本軍時代に捕らえた中国人捕虜は基本的に拷問のうえ殺害することが多かったからである<sup>(20)</sup>。

なぜこのように日本人戦犯を処遇したのかを考 えるには、戦犯管理所で戦犯たちが過ごした期間 の内実を確認しておく必要がある。1956年夏に戦 犯裁判が開廷されるまでの約6年の間に戦犯たち が求められたことは、犯罪事実の自白と反省の一 点に集約されるといってよい。むろん、他国で収 容された戦犯たちと同様に、自己の犯罪事実を認 めれば処刑されることが想定されたため、当初は すすんで犯罪を認める雰囲気は皆無だった。それ どころか、シベリアに抑留されていたり、国共内 戦に加担したりして敗戦後5年以上が経ちながら も、戦犯たちは戦時中の中国人への敵対姿勢を崩 さず、収容されていることに激しく抵抗する動き さえ見られた。それでも中国政府は当時の国内経 済事情を考えればきわめて水準の高い待遇を提供 し、日本人の生活習慣を尊重する姿勢を崩さなかっ た。戦犯管理所の中国人職員は雑穀の高梁飯を2 食しか摂っていないなかで、日本人戦犯らには白 米を3食支給し、副菜もできるだけ日本風にして 量も豊富だった。看守が戦犯たちに暴行を加えた り暴言を投げかけたりすることもなく、撫順戦犯 管理所ではスチームの入った暖かく大きな部屋で 過ごし、浴場まで整備されていた。傷病者への治 療も手厚く、スポーツや文化活動の機会まで設け られていた。戦犯の人間性を尊重した厚遇が続け られた結果、収容後2年ほどを経た時点で、戦犯 たちの攻撃性は次第に影を潜めるようになり、中 国人看守らを卑下する態度も自然と改められて いった。

その頃から、中国社会の現状や日中関係について学ぶための新聞記事や学習資料が回覧されるようになり、抗日戦争や封じ込め政策下の中国の視点に触れる機会が増えていった。「社会主義」とは何かほとんど知るところのなかった戦犯たち、特に農民や底辺労働者だった下級兵士たちは、はじめて階級史観に触れることで、出征前の自身の苦難を別の形で捉えられるようになり、「皇国史観」を相対化していく者も少なくなかった。

こうした準備期間を経て1954年に入ると、一人 一人の収容者が自己の中国での犯罪行為について 書き出すことが求められた。「学習」を経て戦争 認識に変化が見られた者でも、自己の犯罪行為を 書き出せば処刑されるのではないかという不安は 根強く、戦犯たちは苦悩の日々を過ごした。心身 に支障を来したり、自殺者まで出るほどだった。 それでも、管理所側は"罪を率直に認める者には 光明がある"と励まし、嘘や隠し事のある自白者 を繰り返し書き直させることで、罪を自覚させる ように働きかけた。同じ部隊に所属していた兵士 らに相互に批判させ、事実に向き合うような取り 組みもなされた。その結果、下級兵士から将校、 「満洲国」の高級官吏らが約半年かけて自身の罪 行を明らかにしていった。

自白を済ませて供述書を書き上げた戦犯たちは、自身を「加害者」として認識するようになっていた点で、管理所に入所した当初とは歴史認識を一変させていた。その新しい認識をもとにした表現活動を文芸、創作劇、合唱、壁新聞などの形で展開しながら、その後も深めていった。1956年夏に特別軍事法廷に出廷したのは高級将校や高級官吏、特務、裁判官ら45人だけであり、懲役20年が最高刑だった。残りの約1000名は起訴免除・即日釈放となって帰国を果たしている。有期刑戦犯もシベリア抑留期や戦犯管理所入所期間が刑期に算入され、1964年3月には全員釈放されて帰国を果たした。

特筆すべきは、彼らは帰国して中国帰還者連絡会を結成し、自身の加害責任を伝えることを通じて日本社会の戦争認識に働きかける運動を近年まで続け<sup>(21)</sup>、平均年齢が80歳を越えた2002年に会を解散するまで、右派からの妨害に左右されることなく加害認識を保持し続けた点である。戦犯管理所での「認罪」は減刑を引き出すための「方便」ではなく、帰国後の自発的・持続的運動を引き出すほどの「転変」だったことが分かる。

帰国後も変わることのなかった戦犯たちの歩みをみれば、中国の戦犯政策が戦争犯罪人を報復的に処罰することではなく、侵略戦争を担った日本人たちを平和の担い手に変えることで、「中日友好」を実現しようとした平和志向を有していたことが確認できる(22)。また、戦犯管理所で日本人戦犯の教育改造に直接あたっていた中国人職員が直面したであろう心理的・実存的困難の大きさを想起すれば、こうした寛大な処遇が日本を米国から引き離すための外交的取り引き材料だったという説明では取りこぼしてしまう側面がある(23)。<戦争責任を真摯に反省すれば寛大に赦す>という建国初期の友好路線がこの後も一貫して続いていることを引き続き検討したい。

### 2-3 国交回復:賠償放棄のねらい

次に、日中関係の重要な節目の一つである1972 年の日中国交回復について確認しておこう。

上述のとおり、1945年8月に終結した日中戦争/侵華戦争は対日講和会議に中国が招請されなかったため、戦争状態が終結することがないまま持ち越されていた。田中角栄首相と周恩来首相との間で1972年9月に交わされた「日中共同声明」によって国交が回復し、「両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つ」(前文)ことになった。

その際、声明第5項で中国政府が戦争賠償を放棄したことは、近年の日本社会ではあまり言及さ

れなくなっている。

五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを 官言する。

一方的な侵略戦争であったことや、被害の甚大さを考えれば、この賠償放棄条項そのものが対日友好路線の表れであることは明白であるが、本条項が何の"前提"もなしで規定されているわけではないことは指摘しておく必要がある。その後の日本社会はこの点を忘却しつつあると思われるからである。その"前提"は、声明の前文で以下のように明記されている。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国 民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、 深く反省する(前文)。

この文言が固まるまでに、日中両首相の間で応酬があったエピソードもまた、再確認しておく必要があるだろう。当初、日本政府は「中国国民に対して多大の御迷惑をかけた(添了很大的麻煩)」という表現で過去の責任を表明しようとしたことについて、周首相が激怒したと伝えられている。その後、外相同士で協議した結果、責任を一定程度明確にする上記引用文に落ち着いた<sup>(24)</sup>。

ここで確認しておく必要があるのは、中国が示したく戦争賠償の放棄>は、日本のく戦争責任の明確な自覚と反省>が前提となっていることである。周恩来首相は、「我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民になめさせたくない。我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた」(25)と発言している。国民に戦争賠償放棄を納得させるためには、日本がこの後も戦争の反省を堅持し、戦争責任を認め続

ける確約を得ておく必要があったことは十分理解できる。実際に、周は「我々の方も人民に説明する必要がある。人民を教育しなければ、『三光政策』でひどい目にあった大衆を説得することはできない | (26) と語っている。

先にみた日本人戦犯に対する政策もまた、<戦争責任の明確な自覚と反省>が<寛大な処遇>とセットになっていた。冷戦期の日米による封じ込め政策を経てもなお、同型の友好路線が堅持されていたことは今こそ思い起こされるべき点であろう。

# 2-4 90年代に発掘された遺棄毒ガス兵器の 処理をめぐって

日中共同声明の発表以降の曲折については後述することにして、ここでは、より現在に近い時期である90年代から2000年代の懸案の一つである遺棄毒ガス兵器の処理をめぐる両国の対応を確認しておきたい。

日本軍が敗戦時に中国各地に遺棄していった毒 ガス兵器の処理を中国政府が日本政府に要求した のは1990年のことである。背景として、当時、国 連軍縮会議で化学兵器禁止条約(1993年1月署 名)の調印に向けた作業が行われていた<sup>(27)</sup>。中 国が早い段階から化学兵器問題の徹底的な解決を 国際社会に提起していたのは、戦後も長年にわ たって被害に苦しめられてきたからである。敗戦 間もない1945年から断続的に黒竜江省などで毒ガ ス缶などの漏洩による被毒者・死者が出ていた(28)。 日本軍が文字どおり放置していった毒ガス弾をそ れと知らずに触れて被害を受けた住民が吉林省を 中心に後を絶たなかったことから、発見された毒 ガス弾を埋める作業が50年代以降続けられてき た。それでも事故は続き、1974年10月には佳木斯 市で港湾作業中の船が川底に埋まっていた毒ガス 弾を吸い上げたことで35名が重軽傷を負った。 1982年7月には牡丹江市の基盤工事現場で地表に

埋まっていた毒ガス弾に触れた作業員5名が重傷を負い、失明者も出ている。1991年5月には河北省石家荘市近郊の建設現場で、毒ガス弾と知らずに移動させた労働者の多くが被毒している<sup>(29)</sup>。

こうした経緯から1992年2月、中国代表は国連 軍縮会議に資料を提出し、未処理の化学兵器が 200万発に達し、戦後の被害者だけでも2000人を 超えることを指摘して問題の早期解決を迫ってい た<sup>(30)</sup>。

こうした化学兵器は中国人民の生命の安全、財産ならびに生態環境に対して重大な危害を及ぼしております。関係国が一貫して自分の遺棄した化学兵器の情況について明らかにしないために、人びとはこうした化学兵器を発見しても事前に必要な防護措置を採るすべがなく、多くの人の被毒障害を引き起こしているのであります(31)。

化学兵器といえば、イラク北部やシリアでの使用が問題化したことが記憶に新しいが、先の大戦中でも国際条約で使用が禁じられていた。しかし、旧日本軍は広島県の大久野島などで密かに製造し、華北地域などで広範に使用していたことが明らかにされている<sup>(32)</sup>。中国各地の山間部や河川、平地などに遺棄された化学兵器はこれまでに日本政府が認めたものだけで40万発以上が確認されており、最北の黒竜江省から香港に近い広東省まで中国全土から回収されている<sup>(33)</sup>。

1995年と97年に日本と中国がそれぞれ化学兵器禁止条約を批准したことで、遺棄国である日本の責任でその無毒化処理が進められることになった。ただ、「半世紀以上前の古い砲弾等で腐食しているものが多く、中には変形していたり、一部漏洩が見られるものもある。有毒化学剤のみならず爆薬による爆発リスクもある」ため、どこで、どのように処理を進めるかが懸案となった(34)。1999年7月に日中両政府間で「中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」が取り交わ

され、化学兵器が保管・埋蔵されている中国各地で処理されることが決まった。 覚書からは、処理 事業に伴うリスクの高さを踏まえた上での決定で あったことが窺える。

3. 日本国政府は、上記の廃棄に係る作業を進めるにあたり、中華人民共和国の法律を遵守し、中華人民共和国の領土の生態環境に汚染をもたらさないこと及び人員の安全を確保することを最も優先させることを確認する。この基礎の上に、中華人民共和国政府は中華人民共和国国内で廃棄を行うことに同意する(35)。

2000年には最初の発掘・回収作業がスタートしたが、処理を請け負った日本企業の詐欺事件などで無毒化処理の開始は大幅に遅れた。2010年10月に南京市でようやく廃棄事業が始まり、同市周辺の3.6万発の処理は終えたが、まだ処理が始まっていない地域も多い<sup>(36)</sup>。

こうした経緯においても、もし中国の対日姿勢 が「攻撃的」なのであれば、リスクを伴う化学兵 器の処理を中国で引き受けることにはならなかっ たといえる。無毒化処理の最終過程で残るヒ素 は、現在の技術では処理しきれないとわかってい ながら、「〔処理〕施設の近傍に民家のようなもの がちょっと見えたしといった地域でも処理が行わ れているのである(37)。もちろん、砲弾の劣化の ため移動中あるいは移動先で事故が起きる可能性 を考慮して中国で処理することになった側面も大 きい。ただ、こうした処理を要するだけの戦争責 任を日本は負っているという「事実」を日本社会 が直視することで、日本側の<戦争責任の明確な 自覚と反省>をさらに一歩進め、「中日友好」の 礎にしたいという判断がなければおよそ説明のつ かない事態である。しかも、こうした処理方法が 決定された90年代後半から2000年代は、後にみる ように日中関係が次第に悪化していった時期で あったことも視野に入れておく必要がある。

ここでも、<戦争責任の明確な自覚と反省>を ベースにした友好関係を希求する中国の姿勢に変 化はないことが確認できる。

なお、原稿執筆段階の11月末には、吉林省で新たな毒ガス処理設備が完成し、稼働することになったという報道に接した。「2022年までに処理を終えることを目指している」ものの、「30年かかる可能性もある」と専門家は指摘している<sup>(38)</sup>。

### 2-5 商船三井への損害賠償請求訴訟に時間を 要した文脈

戦後中国の対日政策が両国の恒久平和を志向した友好路線を堅持していたことを、代表的な事例をあげて確認してきた。ここまでくれば、80年代末に中国の裁判所で商船三井に対する訴訟が提起されながらも、2000年代後半に至るまでなぜ進展しなったのかも見えてくる。原告側は戦時中の商業契約上の不履行を訴えているとはいえ、戦争賠償を想起させる可能性のある本訴訟が、対日友好路線に水を差すことになる可能性を考慮し、実質審理に入らない状況が続いていたとみることができる(39)。審理に「入らない」理由を史料から裏付けることは困難だが、傍証として同時期に行われつつあった戦時賠償訴訟に中国政府がきわめて抑制的だった事例をあげておきたい。

中国人強制連行の被害者が日本の裁判所に賠償を求めて提訴する動きは90年代半ばから2000年代いっぱい続いていたが、ここでは最初に提訴に至った鹿島花岡訴訟をめぐる動きが注目に値する。

日本外務省が戦後作成した資料から、戦時中に 約40,000人の中国人が強制連行され、日本の135 の事業所で奴隷労働に従事させられたことが明ら かとなっている<sup>(40)</sup>。秋田県の花岡鉱山にある鹿 島花岡出張所には986名の中国人が連行されたが、 死亡率が約42%と極端に高いだけでなく、追い詰 められた被連行者が1945年6月末に蜂起を起こし たことでも知られる(花岡事件)。蜂起は鎮圧されて直後の1ヶ月だけでも約100名の中国人被連行者が死亡している(41)。

蜂起の際にリーダーだった耿諄の所在が判明した1985年以降、鹿島と日本政府の責任を求める動きが被害者の間で生まれ、「花岡受難者連誼会(準備会)」が1987年に結成された。その後、鹿島との間で自主交渉をすることになるが、中国政府はこの連誼会の結成に正式に承認を出すこともなければ、鹿島に賠償要求を出す連誼会の動きそのものに「様々な圧力」をかける行動にまで出ている(42)。鹿島との自主交渉が決裂し、東京地裁への提訴が準備されていた1995年の段階でも、「日中共同声明」で賠償を放棄したこととの整合性から、強制連行被害が賠償放棄の対象に含まれるかどうか、被害者個人が賠償請求権を有するかどうかの判断を中国政府が示すのに長い時間がかかったことも付言しておく必要がある(43)。

日本に対して「攻撃的」なのであれば、戦争被害者が訴訟を起こすことを制限する必要はない。しかし、実際には、戦争賠償を請求する自国民に犠牲を強いてまで、中国政府は対日友好路線の堅持を優先したのである(この点は、別の意味で無視できない問題を孕んでいる)。

同時期の80年代末に日本の船舶会社を相手に提訴された裁判が、90年代から2000年代前半までほとんど放置されていた点も同様に、対日友好を優先する対外政策のなかで留保されてきたという歴史的文脈において捉える必要がある。

### 3. 友好路線の限界を突きつけられた中国

次に考えるべきことは、友好路線のなかで表面 化させてこなかった日本企業に対する賠償請求を なぜ2000年代後半になって結審させ、2014年に 入って「差し押さえ」を執行したのかという点で ある。これを考えるには、商船三井の差し押さえ がニュースになる少し前に起きていた戦時賠償に 関するもう一つの新しい動向を検討しておく必要 がある。

2014年3月、前節で述べた強制連行・強制労働の被害者たちが、北京市や河北省、山東省など中国の裁判所において日本政府や企業への賠償請求を相次いで起こし、そのうち1件が裁判所に正式に「受理」されていた<sup>(44)</sup>。日本の裁判所における強制連行訴訟は2007年4月の対西松建設訴訟において最高裁で敗訴が確定した結果、すべての裁判で原告である被害者が敗訴している<sup>(45)</sup>。戦争犯罪にあっては時効を設定しないという国際基準を採用しない日本の裁判所に失望した被害者らは、今度は中国の裁判所で日本の企業を提訴したのである。

これまでも、中国の裁判所で訴えを起こす被害者は少なからず存在したが、「中国当局はこれまで、日中関係への配慮などから同様な訴訟の受理をしてこなかった」ため、審理に入ることもなかった<sup>(46)</sup>。裁判所で戦争被害に関する有罪判決を科し、日本企業や政府に賠償を命じるような事態になれば、友好の大局に影響を及ぼしてしまう恐れがある。中国政府としては、日本がく戦争責任の明確な自覚と反省>を自発的に深めることを求める従来の友好路線を一貫して優先させていたのである。そう考えれば、今回の正式「受理」は、日本の積極的な対応を促すものであった。

表面化しつつあるこうした「潮目」について、日本では「中国が歴史認識で新たな攻勢に出ている」(47)「政治的な圧力を強めるようなやり方」(48)といった非歴史的な捉え方が主になっている。あるいは、「両国の政権が背を向け合ったまま、問題解決でなく、悪化を招く言動を繰り返すことは、いい加減にやめてもらいたい」とする"お互い様だ"式の批判も見られる(49)。他方で本稿では、歴史的文脈のなかで現在の新しい動きについて捉えようとしている。既にみたように中国は平和外交

を国是としており、日本との平和友好は中国の発展にとって必要不可欠なものと捉えている。中国の経済力・軍事力が伸張してきているとはいえ、日米安全保障条約が存在するという客観情勢にも変化はない以上、中国の「中日友好」を重視する姿勢は容易に転換するはずもない。にもかかわらず、日本に対する近年の中国の対応に「変化」が生じ始めているとすれば、その前提条件が揺らいできていることに理由を見出すほかない。既に確認したように、対日友好路線の一つの表れとしての「戦争賠償の放棄」は、日本側がかつての戦争に対する<責任の明確な自覚と反省>を堅持し続けるという前提があってはじめて成り立つものだった。

日中国交正常化以降、日本がこの前提にどのよ うに向き合ってきたのかは、歴史認識問題という 形で表れてきた。1978年の日中平和友好条約が締 結されてまもない80年代には、早くも教科書問題 が起こり、1985年8月には中曽根康弘首相による 靖国神社公式参拝が日中関係を揺るがせた。90年 代に入っても閣僚クラスの政治家が相次いで「侵 略|否定の発言を繰り返し、更迭される事態が続 いた。社会的にも「自由主義史観」に代表される 歴史修正主義が台頭し、その意を汲んだ歴史教科 書が採択されるに至った。2000年代に入ると、小 泉純一郎首相による靖国神社参拝が強行された。 これは、近隣諸国からの強い反発が続いてもなお 継続された点で、それまでとは次元を異にする強 硬な参拝だった。1972年の日中国交正常化の際に 「棚上げ」とされて以降ほとんど問題化すること のなかった尖閣諸島/釣魚島問題の現状を変更し て、一方的に「国有化」を宣言したのは2012年9 月である。もっとも最近では、安倍晋三首相が 2013年12月、やはり関係国の反対を押し切って靖 国神社を参拝している。

個々の問題を詳細に検討する余裕はないため、 代表的な問題を列挙するにとどめたが、国交回復 時に前提として確認された、かつての戦争に対するく責任の明確な自覚と反省>が堅持されてきたとは言い難い。こうした歴史的文脈からすれば、戦争指導者を祀った靖国神社を参拝することは、日本の戦争責任とその反省の撤回を意味する国際問題であるにもかかわらず、「心の問題」「英霊への感謝」といった国内問題あるいは個人の問題へとすり替えられている。いや、年々掘り崩されてきて、もはや信頼関係の基盤となるものが何も残されていないと言ったほうが適切なくらいだ。

深刻なのは、近年の靖国参拝問題にしても領土 問題にしても、中国や韓国が「攻撃的」で「内政 干渉」をしているといった捉え方が支配的にな り、疑われることさえ少なくなってきている点に ある(50)。友好路線の前提とされたはずのく戦争 責任の自覚と反省>を次々と一方的に覆してきた のが日本であることは、前記の通りわずか40年の 歴史を振り返るだけで明白であるが、ほとんど顧 みられることもない。これほど信義に反する日本 政府に対して、中国は今も基本的には友好路線を 護持しており、戦争賠償を突きつけたことはない ことに、本稿であえて言及しなければならないほ どである。現在の日本が友好路線の外交的ねらい を受け止めることもなく、中国の「攻撃性」を指 摘するのに終始する様子は、15年戦争下でしばし ば使われた「暴支膺懲(暴虐な支那を懲らしめ ろ)」のスローガンさえ想起させられる。歴史的 文脈を踏まえて見たとき、「攻撃的」なのはどち らだろうか。

ここまで確認すれば、2014年に入ってなぜ「変化」が生じ始めたのかも見えてくる。国交正常化以降の40年間だけでなく、戦後一貫して続けてきた友好路線の限界を、中国政府も自覚せざるをえなくなってきたのではないだろうか。事実、前述の強制連行訴訟「受理」の直後、中国政府関係者の言葉として「訴えは筋が通っている。原告の訴えを日本側が放置してきた結果だ」という見解も

伝えられている<sup>(51)</sup>。直接的な引き金として2013 年末の安倍首相による靖国参拝が考えられるが、 第二次安倍政権になってからでも、「侵略」を曖昧化する首相答弁や、「河野談話」の検証など、 <戦争責任の自覚と反省>が覆されていると受け止められる事態が続いていることも無関係ではないだろう。また、アヘン戦争以降の「被侵略の100年」を経験した中国では、領土主権では二度と妥協しないことが歴史的・国家的教訓となっている。失閣諸島/釣魚島問題における中国側の対応はしばしば「攻撃的」と指摘されるが、日本側が領土問題に踏み込んだこともまた、中国が対日友好路線を堅持できる「閾値」を超えさせつつある事態だといえる。

ここで「超えさせつつある」と表現した。本節の冒頭で検討したように、強制連行訴訟が中国の裁判所ではじめて「受理」されたとはいえ、その後半年以上経った今もまだ審理に入っていない。商船三井の差し押さえ問題に関しても、「戦争賠償」ではなく「商業契約上の不履行」という形で執行された。いずれも「戦争賠償」として対処することを回避する余地がまだ残っており、「変化」の表れとはいえないほどだ。次節での検討を通じて、このことの意味を考えてみたい。

### 4. 「戦争賠償は解決済み」なのか?

### 4-1 戦争賠償の個人請求権をめぐる日本政府 の矛盾

前節までに指摘したように、商船三井の船舶差 し押さえに対する日本政府やメディアの反応のな かに、"戦争賠償は日中共同声明で解決済み"と する主張が見られた。また、近年の韓国で、戦争 被害者が韓国の裁判所に提訴した案件で日本企業 に賠償を命じる判決が出ていることに対しても、 日本政府は「日韓間の財産請求権の問題は、(1965 年の)日韓請求権協定により、完全に最終的に解 決済みというのが日本の立場だ」(菅官房長官) と応じている<sup>(52)</sup>。ちなみに、前述の強制連行西 松建設訴訟最高裁判決においても、日中共同声明 第5項で中国政府が戦争賠償を放棄したことを根 拠に、被害者の賠償請求を斥けている<sup>(53)</sup>。

しかし、戦後補償問題にかかわる法律家らは、「2000年までは戦後補償裁判の中で『請求権放棄 条項で解決済み』と国側が主張することはありませんでした」と指摘している<sup>(54)</sup>。

これまで、戦争賠償はアジアの被害者たちだけの問題ではなく、広島・長崎の原爆被害者、旧ソ連によるシベリア抑留を経験した旧日本軍人らにもかかわる問題であった。彼らもまた、不当で深刻な被害の回復を要求していたのである。しかし、アメリカとの間ではサンフランシスコ講和条約(1951年)で、ソ連との間では日ソ共同宣言(1956年)でそれぞれ戦争賠償の相互放棄が規定されている。そのため、被爆者や被抑留者らの被害の回復は、日本政府に対して請求されてきた。

これに対し日本政府は、アメリカやソ連との間 で取り決めた戦争賠償放棄は国家間の請求権に関 するものにとどまり、被害者個人が相手国政府に 対して戦争被害の回復を請求する権利は残されて いるという立場を長らくとってきた。つまり、国 家が自国の戦争被害者の戦争賠償を相手国に請求 する「外交保護権」を放棄したに過ぎないため、 被害者は加害国に対して被害の回復を請求する権 利は失っていないし、そうすべきだという対応を とってきたのである。そうした背景があったた め、2000年以前には、中国や朝鮮半島などの戦争 被害者が日本政府に個人補償を求めてきた際に、 「戦争賠償は解決済み」と主張することはなかっ た。日本人被害者の個人請求権が存在するなら、 アジアの被害者も同じ権利を保有していると認め ざるを得ず、一定の整合性を持たせていたのであ る(55)。

ところが、2000年代に入り、依拠してきた「国

家無答責」の論理が判決で否定されるようになると(56)、日本政府はそれまでの論理一貫性を投げ出す形で、アジアの被害者の要求に対して「戦争賠償は解決済み」という主張を持ち出すようになった。事実、2000年代に結審した戦後補償裁判の多くで、被害者個人の請求権は存在しないことを根拠とした判決が下されてきた。被害の事実を認定しながらも、被害回復の「請求権」が条約によって喪失していると裁判所は認定し、政府も同様の立場をとっているのである(57)。

ちなみに、戦争被害に関する個人請求権についても一定の対処を行うのが国際社会の基本的趨勢となっている。アメリカやカナダでは、戦時中に強制収容した日系人に対する個人補償や政府による謝罪が80年代以降行われてきた(58)。ドイツがユダヤ系への補償を積み重ねてきたことは言うまでもないだろう。中国の裁判所で強制連行訴訟が2014年に入ってはじめて「受理」されたのも、この流れに位置付けられる。国内でも国外でも戦争被害者個人への補償に向き合わず、被害の「受忍論」さえ持ち出している日本政府とは対照的である(59)。

本稿で検討している中国との問題に関していえば、戦争賠償の放棄が明記されているのは、先にみた「日中共同声明」第5項である。日本政府はこの規定を根拠に個人の戦争賠償請求権も含めて放棄されているという立場をとって、戦争被害者に向き合おうとしない姿勢を貫いている。一方で、第5項の前提となっていた<戦争責任の明確な自覚と反省>については次々と掘り崩してきている現状を考えたとき、こうした日本政府の対応が被害者たちにどのように映っているのかは想像に難くない。

### 4-2 「商船三井の船舶差し押さえ」の意味

ここまで確認してきたことを踏まえて、「商船 三井の船舶差し押さえ」についてもう一度みてお こう。

先に見たように、2000年代に戦後補償裁判のなかで日本の裁判所が下した判決では、戦争被害者の個人請求権が失われていることが根拠になっていた。他方で、2014年2月に中国の裁判所が強制連行被害者の訴えを「受理」したことは、中国政府が個人請求権の存在をあらためて認容したことの表れである。そうした文脈で上海海事法院が「差し押さえ」を執行したことは、戦争責任に真摯に向きあおうとしない日本政府の姿勢に風穴を開けようとする含意があったと理解することができる。

日本政府は差し押さえに対して、当初「国交正 常化の精神を根底から揺るがしかねない|「政府 としてもきわめて遺憾だ」と抗議の意志を示した とおり、この問題を戦争賠償の一環と捉えてい た(60)。しかし、訴え自体が民法上の契約不履行 を問題とする法構成になっており、戦争賠償とは 切り離した民事裁判の帰結として差し押さえを執 行したことで、まず日本側が対処しやすい次元か ら戦時中の責任に向き合わせようとしたと考えら れる。事実、商船三井は直ちに40億円の賠償金を 納付し、差し押さえが解除された。同社は「本船 差し押さえが長引くとお客様にご迷惑をおかけす ること、また、その結果当社の中国での事業活動 に悪影響を生じかねないことを勘案ししたと説明 しているが<sup>(61)</sup>、実際には「戦争賠償は解決済み」 論に逃げ込むことができないと判断したことが大 きいだろう。事実、日本政府は三井による賠償金 の納付後も「特異な事例だ | とコメントしており、 戦争賠償ではないという見解を示している<sup>(62)</sup>。

ここで確認しておきたいのは、中国の「攻撃性」の表れとして差し押さえが執行されたのであれば、違った対応になっていたのではないかという点である。個人請求権が存在するという立場を事前に中国政府は示していた以上、中国の船舶会社の請求内容を戦時賠償と合わせた形で問題化する

「攻撃的」な選択肢もあったといえる。しかし、 あくまで民事上の請求にとどめて対応したこと は、民間企業であっても日本側が戦時中の責任に 一定の対処をとった「事実」を足がかりとして、 個人請求権への対応を日本政府に促していこうと するものであったと考えられる。言い換えれば、 日本がく戦争責任の明確な自覚と反省>という前 提に立ち戻ることに今なお期待していることの表 れといえよう。

### おわりに

以上の検討から、商船三井所有船舶の差し押さえに際して日本政府や社会が示した3つの反応「いきなり差し押さえ?」「どうして今になって?」「戦争賠償問題は解決済みでは?」はいずれも、歴史的文脈や戦争責任に対する国際的水準を踏まえることのない近視眼的な反応であったことが確認された。中国からすれば「いきなりの差し押さえ」ではなく、戦後処理と戦後対日外交という文脈の現在的地点における措置であり、「どうして今なのか」については、国交回復時の前提が根こそぎにされているのが「今」だったからだと考えられる。「戦争賠償問題は解決済み」どころか、そうした主張は戦争責任に向き合う基本的姿勢の欠如を示しているに過ぎず、日中間でまったく逆に捉えられていることが見えてきた。

日本と中国(を含めた東アジアの被害国)との間に存在するこうした<まなざしの落差>は、日本社会における歴史的文脈の軽視あるいは無視、「現在」しか見ない風潮を端的に反映している。

日本で指摘されている最近の中国の対日姿勢の「変化」とは、日本側の<戦争責任の自覚と反省>を前提にした日中友好という戦後の枠組みを、日本が一方的に否定し続けてきたことの帰結であり、中国政府は戦後対日外交の「原点」にまで立ち戻ることを余儀なくされたことの表れであると

考えることができる。つまり、加害国側がく戦争 責任の自覚と反省>に基づかないのでれば、友好 路線や賠償放棄はその前提を失ってしまうため、 あの戦争とは何だったのか、その責任を自覚して 反省を深め、友好関係を構築するという国家間の 取り決めはどのような内容だったのかという根源 的次元からの対応を迫らざるを得なくなっている のである。それは確かに「変化」であるが、変化 を引き起こしたのは、本稿で検討してきたように 日本の対応だった。中国政府としては「中日友好」 のための原点に回帰するよりほかない状況に追い 込まれたことがわずかな「変化」として表れてい るだけで、基本的な路線に変わりはない。まして や、「攻撃」性の表れと呼べるものでもない。< 戦争責任の自覚と反省>を後退させれば、関係再 構築の基盤が失われるため、何度でもそこに立ち 戻るしかないのは、50年代でも現在でも変わらな い。これは、中国の対日外交の特徴というより、 「罪」に向き合う上での普遍的なアプローチでは ないだろうか。

### 註

- (1) 時事通信2014年7月24日「ヘイトスピーチ 処罰を=慰安婦問題、国家責任認めよ-国 連対日勧告」。
- (2)『毎日新聞』2014年7月25日夕刊「国連人権委:慰安婦へ『完全な賠償』を ヘイトスピーチ禁止せよ 日本に勧告」。
- (3) 同上。
- (4) 時事通信2014年7月25日「国連勧告『理解 されず残念』=菅官房長官」。
- (5) 前掲『毎日新聞』2014年7月25日夕刊。
- (6)「浦和レッズへの制裁に対するチェアマン のコメント」(2014年 3 月13日) http:// www.j-league.or.jp/release/000/00005692.html
- (7) 同上。
- (8)『毎日新聞』2014年3月12日朝刊「社説:

- 差別的横断幕『割れた窓』放置するな」。
- (9) 本稿は、張宏波・石田隆至「変化しつつある中国の対日『友好』路線」『世界へ未来へ 9条連ニュース』236号、2014年、4~5頁を大幅に加筆修正したものである。
- (10) 『朝日新聞』2014年4月22日朝刊「中国『戦 争賠償と無関係』商船三井船差し押さえ、 政治的意図の有無焦点」。
- (11)「プレスリリース:中国当局による当社船差し押さえの件」(2014年4月21日) http://www.mol.co.jp/pr/2014/14026.html
- (12) 望田幸男「『戦争責任・戦後責任』問題の 水域」、粟屋憲太郎・田中宏ほか『戦争責 任・戦後責任:日本とドイツはどう違うか』 朝日新聞社、1994年、7頁。
- (13) 前掲プレスリリース。各紙報道では、最高 裁判決後の和解交渉が決裂したため、原告 が2013年12月に強制執行を請求していたこ とが記されており、「突然」の差し押さえ とは言い難い。
- (14) 前掲『朝日新聞』2014年4月22日。
- (15) 同上。
- (16) こうした視点は、陳肇斌『戦後日本の中国 政策——1950年代東アジア国際政治の文 脈』東京大学出版会、2000年を参照。
- (17) このうち重要戦犯140名は1952年末に太原 戦犯管理所に移管され、残りは河北省の西 陵農場に移管された。
- (18) 林博史『BC 級戦犯裁判』岩波書店、2005年、 61頁。
- (19) 岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち――「認罪」の記録を読む』 岩波書店、2010年。
- (20) 中国帰還者連絡会編『私はちは中国で何を したか:元日本人戦犯の記録』三一書房、 1987年など。本文中の以下の戦犯処遇の実 態についての記述も同書から。個人の経験

- を回想したものとしては、島村三郎『中国 から帰った戦犯』日中出版、1974年などが 詳しい。
- (21) 中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半生:中国帰還者連絡会の40年』新風書房、1996年:難波靖直編『支部報でみる中連山陰50年のあゆみ:1956.9~2006.9』私家版、2013年。
- (22) 石田隆至「中国の戦犯処遇方針に見る『寛 大さ』と『厳格さ』: 初期の戦犯教育を中 心に」『PRIME』第32号、2010年、67~80頁。
- (23) 新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理 所職員の証言』梨の木舎、2003年。なお、 詳しく触れる余裕はないが、中国残留日本 人孤児への中国社会の対応を想起すれば、 政治的な駆け引きの次元だけでは捉えられ ない側面がいっそう見えてくる。
- (24) 田村宏嗣『キーワード30で読む中国の現代 史』高文研、2009年、89~90頁。
- (25) 日中国交正常化交渉の第2回首脳会談での 周恩来首相の発言(1972年9月26日)。外 務省アジア局中国課作成「田中総理・周恩 来 総 理 会 談 記 録 」http://www.ioc.u-tokyo. ac.jp/~worldjpn/
- (26) 同上。「三光政策」とは、日本軍による絶滅作戦を中国側が表現したもので、「殺し尽くし、焼き尽くし、奪い尽くす」を意味する。
- (27) 歩平(山辺悠喜子・宮崎教四郎監訳)『日本の中国侵略と毒ガス兵器』明石書店、 1995年、340~342頁。
- (28) 吉見義明『毒ガス戦と日本軍』岩波書店、2004年、287頁。
- (29) 歩前掲書、324~334、269~287、339~340 頁。
- (30) 吉見前掲書、286頁。
- (31) 歩前掲書、341頁。

- (32) 吉見前掲書、147~168頁。
- (33) 内閣府遺棄化学兵器処理担当室: http://www.a.cao.go.jp/acw/jigyobetsu/jigyobetsu.
- (34) 同上:http://wwwa.cao.go.jp/acw/keii/keii.html
- (35) 内閣府前掲 HP: http://wwwa.cao.go.jp/acw/keii/keii\_oboegaki.html
- (36) 同上 http://wwwa.cao.go.jp/acw/keii/keii.html
- (37) 第6回遺棄化学兵器処理事業に関する有識 者会議議事概要:http://wwwa.cao.go.jp/acw/ pdf/kaigi 06gaiyo.pdf
- (38)『日本経済新聞』2014年11月30日朝刊「日中、 遺棄化学兵器の処理に着手 吉林省で1日 から」。
- (39) 次節で検討する強制連行に関する損害賠償 請求訴訟について、「中国では政府が水面 下で封印してきた」との指摘も見られる (『朝日新聞』2014年3月20日朝刊「強制連 行訴訟 日中の遠い「戦後」解決」)。
- (40) 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料:「外務省報告書」全五分冊ほか』現代 書館、1995年。
- (41) 旻子 (山邉悠喜子訳)『尊厳:半世紀を歩いた「花岡事件」』日本僑報社、2005年。
- (42) 同書、196頁。
- (43) 同書、255~258頁のほか、『読売新聞』 1995年3月9日朝刊「対日戦争賠償 民間 請求権は放棄せず 中国外相が見解」。
- (44) 『朝日新聞』 2014年 3 月19日朝刊「中国、 戦後補償で転換 強制連行提訴受理 日中 関係の悪化背景」。
- (45) 瑞慶山茂編『法廷で裁かれる日本の戦争責任:日本とアジア・和解と恒久平和のため に』高文研、2014年。
- (46) 前掲『朝日新聞』2014年3月19日。
- (47)『毎日新聞』2014年4月22日朝刊「中国: 日本船差し押さえ 政府、法的論点を検討

中国の狙い分析」。

- (48)『東京新聞』2014年4月22日朝刊「船舶差し押さえ 経済、民間に水差すな」。
- (49) 前掲『朝日新聞』2014年3月20日。
- (50) 首相による靖国参拝に批判的な新聞記事等においても、国際関係に緊張をもたらす点は問題視しても、被害国への戦争責任を反故にすることになる側面への批判は希薄である。
- (51) 前掲『朝日新聞』2014年3月19日。
- (52) 『読売新聞』2013年7月11日朝刊「強制徴用 初の賠償命令 ソウル高裁 新日鉄住金に」。
- (53)「日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、(略)」(2007年4月27日判決)
- (54) 瑞慶山前掲書、52頁。
- (55) 瑞慶山前掲書、51~52頁。
- (56) 大日本帝国憲法下では国の賠償責任を規定 する法律がなかったことを根拠に、戦時中 の個人の損害に国家は賠償責任を負わない とする法理が、国家無答責である。
- (57) 瑞慶山前掲書、52頁。
- (58) 岡部一明『日系アメリカ人:強制収容から 戦後補償へ』岩波書店、1991年;竹沢泰子 『日系アメリカ人のエスニシティ:強制収 容と補償運動による変遷』東京大学出版 会、1994年;マリカ・オマツ(田中裕介ほ か訳)『ほろ苦い勝利:戦後日系カナダ人 リドレス運動史』現代書館、1994年。
- (59) 原田敬三・内藤雅義「戦争被害受忍論批判 と特別犠牲を強いられない権利」『法と民 主主義』第482号、2013年、23~29頁。
- (60) 『毎日新聞』 2014年 4 月21日朝刊「中国:

- 日本船差し押さえ『正常化精神を揺るが す』政府、中国に抗議 。
- (61) 「プレスリリース:中国当局による当社船 差 し押さえの件(2)」2014年 4 月24日 http://www.mol.co.jp/pr/2014/14027.html。
- (62) 『毎日新聞』 2014年4月24日夕刊「中国: 日本船差し押さえ解除 商船三井、中国に 40億円支払い」。

### 参考文献

- 新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』梨の木舎、2003年。
- 粟屋憲太郎・田中宏ほか『戦争責任・戦後責任: 日本とドイツはどう違うか』朝日新聞社、 1994年。
- 石田勇治『過去の克服―ヒトラー後のドイツ』白 水社、2002年。
- 石田隆至「中国の戦犯処遇方針に見る「寛大さ」 と「厳格さ」:初期の戦犯教育を中心に」 『PRIME』第32号、2010年。
- 井出孫六『終わりなき旅―「中国残留孤児」の歴 史と現在』 岩波書店、2004年。
- 岡部一明『日系アメリカ人:強制収容から戦後補 償へ』岩波書店、1991年。
- 岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち―「認罪」の記録を読む』岩波書店、2010年。
- 纐纈厚『侵略戦争―歴史事実と歴史認識』筑摩書 房、1999年。
- 島村三郎『中国から帰った戦犯』日中出版、1974 年。
- 瑞慶山茂編『法廷で裁かれる日本の戦争責任:日本とアジア・和解と恒久平和のために』高文研、2014年。
- 竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ:強制 収容と補償運動による変遷』東京大学出版 会、1994年。

- 田中明彦『日中関係 1945-1990』東京大学出版 会、1990年。
- 田中明彦研究室「日本政治・国際関係データベース」http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/
- 田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料:「外 務省報告書」全五分冊ほか』現代書館、1995 年。
- 田村宏嗣『キーワード30で読む中国の現代史』高 文研、2009年。
- 中国帰還者連絡会編『私はちは中国で何をした か:元日本人戦犯の記録』三一書房、1987年。
- 中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半 生:中国帰還者連絡会の40年』新風書房、 1996年。
- 陳肇斌『戦後日本の中国政策―1950年代東アジア 国際政治の文脈』東京大学出版会、2000年。
- 富永正三『あるB・C級戦犯の戦後史―ほんとう の戦争責任とは何か』影書房、2010年。
- 豊下楢彦『安保条約の成立―吉田外交と天皇外 交』岩波書店、1996年。

- 難波靖直編『支部報でみる中連山陰50年のあゆ み:1956.9~2006.9』私家版、2013年。
- 林博史『BC級戦犯裁判』岩波書店、2005年。
- 原田敬三・内藤雅義「戦争被害受忍論批判と特別 犠牲を強いられない権利」『法と民主主義』 第482号、2013年。
- 歩平(山辺悠喜子・宮崎教四郎監訳)『日本の中 国侵略と毒ガス兵器』明石書店、1995年。
- マリカ・オマツ(田中裕介ほか訳)『ほろ苦い勝利:戦後日系カナダ人リドレス運動史』現代 書館、1994年。
- 三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』(上・下)大月書店、1996年。
- 旻子(山邉悠喜子訳)『尊厳: 半世紀を歩いた「花 岡事件!』日本僑報社、2005年。
- 吉田裕『現代歴史学と戦争責任』青木書店、1997 年。
- 吉見義明『毒ガス戦と日本軍』岩波書店、2004年。 劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を超える歴史認識 日中対話の試み』東京大学出版会、2006年。